

都道府県においては、本事務連絡の５月１日以降の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、関係団体等を通じて、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和３年４月２７日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等
に係る留意事項について

令和３年２月２６日付け事務連絡により通知したとおり、令和３年５月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

５月１日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域（以下「その他都道府県」という。）の催物の開催制限等については、当面６月末まで現行の目安を継続し、下記のとおりとするので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙１、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙２のとおり。

なお、特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和３年４月２３日付け事務連絡の目安を継続するので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。また、７月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

１．その他都道府県における催物の開催制限

令和２年１１月１２日付け事務連絡１．のとおり取り扱うこと。

なお、留意事項については、令和３年４月２３日付け事務連絡１．（４）のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

令和3年2月4日付け事務連絡2.(3)のとおり取り扱うこと。

3. 外出の自粛等

令和3年4月23日付け事務連絡3.(3)及び(4)のとおり取り扱うこと。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

	収容率※ 4	人数上限※ 4	営業時間 短縮
緊急事態宣言 対象地域	無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く。）		
まん延防止等 重点措置	大声なし※ 1 100%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の 判断
その他都道府県	大声あり※ 2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※ 3	なし

※ 1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※ 2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※ 3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※ 4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※ 5 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いとは別途通知する。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。